観道協総　第４号
令和３年４月20日

正　会　員　各　位

東京都中央区銀座五丁目六番十二号
一般社団法人日本観光自動車道協会

代表理事　　中川　均　印略

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加に係る留意事項について

標記について、４月２０日付けで埼玉、神奈川、千葉、愛知の４県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域に追加され、これに伴い基本的対処方針が変更されたことを受けて、重点措置区域の追加及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に関する留意事項等について留意するよう、国土交通省自動車局安全政策課を通じて周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

以上